

SNSで知り合った人に、商品の契約を勧められて困った

高齢の親がしつこく金融商品のセールスに運って困っていた

悪質事業者 通報サイト 始めました!

窓口で相談するまでではないけれど、困った経験をしたことがあるというあなた。受けたばかりの被害や苦い経験をこの通報サイトに通報してみませんか?

しつこく勧められたけど相談するほどでもないかな

先輩に連れて行かれた就職説明会で教材を勧められた

そんなあなたの通報が、「悪質事業者の指導や処分」に役立ちます。

東京くらしWEB 検索

早速、通報ページにアクセス!! (詳細は裏面をご覧ください。)

東京都

東京都では、悪質事業者の市場からの排除に向け、厳正な取締りを行い、事業者の指導、処分を実施しています。

この「悪質事業者通報サイト」に寄せられた情報は、悪質事業者の取締りに活用されます。

☆東京くらし WEB
「悪質事業者通報サイト」
<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>

★くらしの相談を発行しました

☆最新の相談事例をまとめた「くらしの相談 vol.25」を発行しました。ぜひご覧ください。

配布場所 消費生活相談室、市役所1階市民相談室、4階経済観光課文化センター、市政情報センター、生涯学習センター中央図書館



消費生活相談室 休館日のご案内

土・日曜日、祝日・年末年始以外で次の日がお休みとなっています。

☆12月10日(水)

☆1月29日(木)

☆3月6日(金)

12月							2015年 1月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6		1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13	7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31				28	29	30	31			

2015年 2月							2015年 3月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6		1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13	7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31				28	29	30	31			

■は休館日となります。

消費生活だよりは7・9・12・3月の年4回発行し、市の施設や関係機関等で配布しています。平成26年度は東京都の交付金を活用して自治会にも配布しています。

問合せ先
府中市生活環境部経済観光課
消費生活係
TEL 042-335-4124
FAX 042-360-9370
Eメール shouhi@city.fuchu.tokyo.jp

府中市

消費生活だより

No.19 平成26年12月発行

編集・発行
府中市生活環境部
経済観光課消費生活係
〒183-8703 府中市宮西町2-24
Tel.042(335)4124

その話、信用しても大丈夫?

最近、にせ電話による詐欺や悪質商法が多様化・巧妙化し、被害が増大しています。

金銭を郵便レターパックや宅配便で送らせる手法は禁止されていることが広報されるようになり、現金を直接受け渡しする手法が主流になっています。被害者の多くが高齢者という状況は変わらないものの、若年層の数も増加する傾向にあり、状況に変化がみられます。

正しい知識を身に付けて、被害にあわないよう気をつけましょう。



ポストに投函しないで!



東京都内の消費生活センターに寄せられた相談のうち、60歳以上の高齢者によるものが3割以上を占め、契約金額も平均200万円以上と高額になっています。

「おかしいな」「困ったな」と感じたらひとりで悩まず消費生活相談室にご相談ください

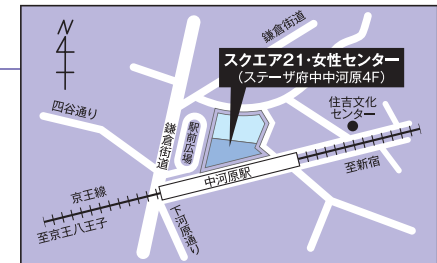
府中市消費生活相談室

相談専用 ☎042-360-3316

相談時間 午前10時～正午、午後1時～4時

相談場所 府中市消費生活相談室
スクエア21・女性センター内

相談方法 電話、または来所



話題性のある出来事に便乗した詐欺的な勧誘



証券会社を名乗るA社から電話があり、「iPS 細胞を手掛けているB社の株を買う権利に当選しました」と言われたが、断って電話を切った。

その後すぐにB社から「1,000万円分の株の購入ありがとうございます」との電話があり、驚いて「買っていません」と答え、と、「すでに名義貸しされていることになっている。解約するのであれば250万円が必要だ。支払わなければ罪に問われ裁判になる」と言われた。恐ろしくあわてて、宅配便で個人あてに250万円を送ったが、冷静に考えてみるとだまされたと思う。



アドバイス

- 悪質業者は、今話題になっている出来事を悪用して近づいてきます。iPS細胞や東京オリンピック、企業の個人情報漏えいなど、話題性のあるニュースや事件に便乗した誘いには十分に注意してください。
- 「パンフレットが届いていないか」「代わりに買ってくれたら高値で買い取る」「名義を貸してくれたら謝礼を払う」などと持ちかけてくる「劇場型勧誘（買い買い詐欺）」には特に注意が必要です。こうした勧誘の電話がかかってきたら、相手にせずすぐに電話を切ってください。



「あなたの個人情報を削除してあげる」



突然、自宅に「消費生活センター府中地区担当の者です。あなたの個人情報が複数の業者に登録されています。詐欺被害に遭わないように削除手続きをいたします」との電話があった。

信用して頼んだら、「私の権限では削除できない団体が1つある。他の人への名義変更なら可能なので、あなたの知人の個人情報を教えてください」と言われたが、断った。すると今度は、東北の被災地支援団体を名乗る男性から電話があり、「あなたの名前を名簿から削除するが、そのかわりに被災地に空気清浄器を寄贈してもらいたい。購入先は我々が紹介するのでぜひ買ってください」と頼まれた。



消費生活センターなどの公的機関からこうした電話をかけることは絶対にありません。

利用した覚えのない請求がきて…〈架空請求〉



携帯電話やパソコンに、「総合情報サイト利用料金未納」「無料期間が過ぎても退会手続きがされていない」「身辺調査・訴訟手続きを開始する」などの内容のメールが届きます。

不安になり、連絡先に電話をすると「本日中なら間に合う」「払わないと裁判になる」「あなたがアクセスしたログが残っている」などと説明され、記載してある額面の他、延滞料、調査料、退会料などを上乗せして、多額の料金を請求されることもあります。

このような場合、一度現金を支払ってしまうと、「他のサイト運営者からも請求がきている」などと請求がさらにエスカレートしていくことがほとんどです。

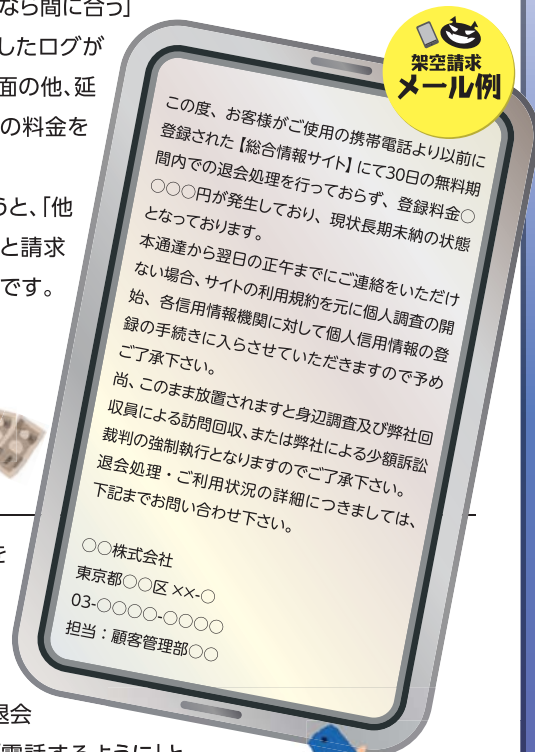
アダルトサイトで高額の利用料請求が…



興味本位でアダルトサイトを検索し、動画を選んだところ「18歳以上ですか」と聞かれ、「はい」のボタンを押したら突然登録完了となり約10万円を請求する画面が出た。あわてて画面にあった「退会はこちら」ボタンを押して退会希望メールを送ったところ、すぐに業者から「電話するように」とメールが届いた。電話すると、登録は完了しているので「登録料金を払え」と脅された。



- 心当たりのない請求には応じないことが大切です。
- 業者に連絡したり、お金を支払ったりせずに、すぐに消費生活相談室に相談しましょう。



架空請求メール例

府中市消費生活相談室 ☎042-360-3316(相談専用)